

令和2年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年2月26日付けで令和2年度千葉県地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
千葉市	千葉市緑区誉田町二丁目の一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
木更津市	木更津市中央、牛袋、井尻、江川、下内橋、曾根、牛袋野、真里谷、吾妻及び富士見の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
東金市	東金市上武射田、下武射田、求名、北之幸谷、家徳、広瀬、不動堂飛地及び堀上の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
勝浦市	勝浦市守谷、勝浦、浜勝浦、出水、墨名、串浜及び沢倉の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
八千代市	八千代市大和田、村上の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
君津市	君津市貞元、八幡、上湯江及び下湯江の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
富津市	富津市西大和田の一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
浦安市	浦安市海楽一丁目、海楽二丁目及び東野二丁目の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年10月29日まで
印西市	印西市鹿黒、和泉、大森、亀成及び発作の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
南房総市	南房総市千倉町白間津及び千倉町北朝夷の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
香取市	香取市九美上、織幡、油田、小見川の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
山武市	山武市木原の一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
大網白里市	大網白里市北今泉及び南今泉の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
印旛郡栄町	印旛郡栄町西、布太、三和、中谷及び北の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
山武郡芝山町	山武郡芝山町高田、牧野及び岩山の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
長生郡睦沢町	長生郡睦沢町下之郷の全部の区域並びに佐貫、長楽寺、森及び上之郷の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年12月28日まで
長生郡長生村	長生郡長生村一松、信友、金田、北水口、岩沼、本郷及び宮成の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
長生郡白子町	長生郡白子町剃金、牛込及び浜宿の全部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
長生郡長柄町	長生郡長柄町小榎本、長富、立鳥、鶴谷、高山、大庭、針ヶ谷、金谷及び大津倉の全部の区域並びに山根、桜谷、徳増、榎本及び六地藏の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
長生郡長南町	長生郡長南町又富、棚毛、笠森及び深沢の全部の区域並びに岩撫、蔵持、水沼、豊原及び佐坪の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年12月28日まで
夷隅郡大多喜町	夷隅郡大多喜町八声、堀之内、石神、粟又及び大戸の各一部の区域	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで

※浦安市、長生郡睦沢町及び長生郡長南町における一部の地区については、令和3年度に事業実施。